

プラチナくるみん企業として、 株式会社 佐賀銀行を認定！！（県内2社目）

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業として、平成29年9月に株式会社佐賀銀行（佐賀市）を「特例認定（通称：プラチナくるみん）企業」に認定しました。佐賀県内では2社目の特例認定企業となります。

◇佐賀労働局内にて、特例認定通知書交付式を行いました。
（平成29年9月28日）



株式会社 佐賀銀行の野口人事企画部長、田代常務取締役と
原田雇用環境・均等室長、松森佐賀労働局長（左から）

◇認定企業の紹介

株式会社 佐賀銀行

代表者：陣内 芳博 所在地：佐賀市
労働者数：2,204人（うち、女性1,153人）

主な取組内容

◇全社員に配布している社内報により、男性の育児休業の取得促進について周知を図るとともに、行内表彰制度のワークライフバランスの評価項目において、男性が育児休業を取得した場合は加点することとし、職場が一体となって取り組む環境を整備した。その結果、配偶者が出産した男性労働者88名中24名（育児休業取得率27.3%）が育児休業を取得した。

◇年3回実施していたクイックウィーク（定時退行週間）を、平成28年9月より毎月実施することとした。その結果、平均時間外労働は年々減少し、計画期間開始前（22.38時間）に比べ、平成28年度は4.17時間（-18.6%）の削減となり目標を達成した。

特例認定（通称：プラチナくるみん）制度とは？

プラチナくるみん認定制度は、改正次世代育成支援対策推進法の改正により、創設され、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、認定を受けられる制度です。

認定を受けた企業は、認定マークを商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRでき、公共調達における加点評価を受けることができます。



特例認定マーク「プラチナくるみん」
※マントの色は12色あり、選べます。

プラチナくるみん認定を受けるには、くるみん認定企業であることが必要です

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

まずは、子育てと仕事との両立を支援する職場環境をつくりを進めていくことで「子育てサポート企業」としてくるみん認定を目指しましょう。



認定マーク「くるみん」



問い合わせ先 佐賀労働局雇用環境・均等室 ☎0952-32-7218